

2. 河川整備計画の目標に関する事項

2.1 計画対象区間及び計画対象期間

- 河川整備計画対象区間は、広島県知事管理区間とします。
- 河川整備計画対象期間は、概ね30年とします。

2.2 洪水による災害の発生防止又は軽減に関する事項

三篠川ブロック内の三篠川本川、及び都市計画区域内の奥迫川、小河原川については、概ね30年に1回発生する^{注)}と予測される洪水に対して、その他支川については、概ね20年に1回発生する^{注)}と予測される洪水に対して家屋浸水被害を防止するとともに、平成30年7月豪雨洪水相当の流量については、河川からの越水による浸水被害の軽減を図るよう、河川改修を行います。

注) 20年に1回や30年に1回発生するというのは、20年間、30年間に1回だけ発生するという意味ではありません。また、今年発生したからといって、次に発生するのが20年後、30年後という意味でもなく、場合によっては今年再び発生する可能性もあります。

2.3 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項

全域において平成6年の渇水時においても農業用水などに大きな問題は生じておらず流況は比較的良好です。

今後の対応として、農業用水などの水利用や動植物の生息・生育環境及び景観の保全など、流水の正常な機能の維持を図るため、水利実態を把握し適正な水利用の促進に努めます。

なお、流量観測が実施されている中原橋観測所における流水の正常な機能を維持するために必要な流量は、利水の状況、動植物の生息地・生育地の状況、流水の清潔の保持、景観などを考慮し、代かき期で概ね1.9m³/s、かんがい期で概ね1.7m³/s、非かんがい期で概ね1.2m³/sと想定されますが、今後、農業用水の利用実態、観測データ等の蓄積、動植物の生息地・生育状況の把握を行い、さらに検討を行った上で設定するものとします。

また、水質環境基準の達成状況を踏まえ必要に応じて環境調査等を実施するほか、河川愛護に関する理解を広めることに努めます。また、異常渇水時には河川パトロールや利水者等関係機関から聞き取りを行い渇水の状況を把握するとともに、流況の悪化時には、利水者に対する節水協力要請や地域住民に対する節水の呼びかけを行い関係機関への情報提供を行なうなど円滑な渇水調整に努めます。

2.4 河川環境の整備と保全に関する事項

河川整備にあたっては、動植物の生息・生育環境を保全するため瀬・淵など現状の多様な河床形態を維持するとともに魚道の設置・改良を行ないます。

河川改修等を行う際は、極力、現況河床を改変しないような方法を選定し、河床掘削が必要な場合は、良好な動植物の生息・生育環境を呈する箇所を中心に、掘削後もその形状を再現するように努めます。また、学識経験者や地域住民の意見を聞き、滞筋、寄州、よどみの確保や川と陸との連続性及び生態系の保全に配慮すると共に、動植物や川の流れが水質に及ぼす影響も考慮するなど多自然河道の整備に努めます。なお、外来種については、関係機関と連携して移入回避や必要に応じて駆除にも努めます。あわせて、親水護岸や遊歩道、河川に隣接する公園緑地と一体となった河川堤防などの整備により、人々に潤いとふれあいの場を提供できる水辺づくりを推進します。

また、水質改善にむけて関係機関との連携を図るとともに、地域住民に広報し水質改善に関する協力等について検討していきます。

太田川水系環境管理基本計画における基本理念を次に示します。

[理念①] 太田川を「水都ひろしま」のシンボルに

水と緑に映える「水都ひろしま」のシンボルとなる河川環境を創造する。

[理念②] 太田川を歴史と文化にふれあうるおいの回廊に

歴史と文化にふれあい、川に親しみ、川で楽しむうるおいのネットワーク空間を創造する。

[理念③] 太田川を心のふるさとに

自然にふれあい、慣れ親しんだふるさとの川として、豊かな自然を守り育む。